

社会福祉法人新井頸南福祉会役員報酬規程

平成元年2月7日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新井頸南福祉会（以下「法人」という。）評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償について、その支給方法を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とし、週に3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、職務遂行の対価として、報酬及び賞与を支給する。ただし、賞与については、業績や財務状況を勘案し、期ごとに理事会において支給額を決定する。退職手当は支給しない。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 この定めにより報酬等を受ける者に対しては、これ以降、日当等の手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
 - (2) 賞与については、別表第2に定める額
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 3 法人の職員を兼ね、職員給与を得ている役員に対する報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、月額報酬とし、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第4条第2項に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月1日及び12月1日に在職する常勤役員に対して、7月及び12月に支給する。なお、賞与の支給日は給与規程第25条第3項に準じた日とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、月の初日からその月の末日までの分を翌月の25日に支給

役員報酬規程

する。ただし、その日が休日にあたるときは、前項第1号に準じた日とする。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出があったときには、その額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって支給する。なお、この計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その計算方法は給与規程第16条の定めに準ずる。
- 3 非常勤職員が会議等に出席したときの交通費は、短時間勤務職員就業規則第23条の定めに準ずる。
- 4 役員等が職務のため出張したときは、役職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 5 法人の職員を兼ねる役員については、法人の職員に係る諸規程の定めを適用する。

附則

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

理事長	月額 100,000円
常務理事	月額 200,000円

(注) 理事長は週3日、おおむね12時間程度、常務理事は週4日、おおむね30時間程度の勤務として算定した額

別表2（常勤役員の賞与）

7月賞与	報酬の月額の1カ月分を上限とする額
12月賞与	報酬の月額の1カ月分を上限とする額

別表3（非常勤役員の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	1回 7,000円
上記の他、法人業務に従事した場合	1回 3,000円

(2) 理事

理事会への出席	1回 7,000円
上記の他、法人業務に従事した場合	1回 3,000円

(3) 監事

監査会への出席	有識者	1回 10,000円
	税理士等有資格者	1回 20,000円
理事会・評議員会への出席		1回 7,000円
上記の他、法人業務に従事した場合		1回 3,000円